

# 広報 あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



陸上自衛隊武器学校敷地内「雄翔園」の「予科練之碑」にて



予科練平和記念館の外観

2018

No.688

7

平成30年  
6月22日発行

## 主な内容

- 町総合計画後期基本計画の町民意向調査… 2
- 地方版図柄入りナンバーのデザイン決定… 3
- 平成30年度町職員採用試験案内…… 6
- 腹部超音波検診・大腸がん検診の申込み… 21
- まい・あみ・まつり2018実行委員会からのお知らせ… 30

## 第51回予科練戦没者慰霊祭開催

5月20日、予科練戦没者慰霊祭(主催:公益財団法人海原会)が予科練平和記念館と連携して開催されました。

式典は、陸上自衛隊武器学校内の雄翔園において行われ、ご遺族・関係者・一般参加の皆さまなど多くの参列者が予科練戦没者の御霊に対して献花を行いました。

# 町第6次総合計画 後期基本計画

## 町民意向調査の結果をお知らせします

町第6次総合計画後期基本計画に係る『町民意向調査』（2月実施）の結果の一部をお知らせします。本調査は、平成31年以降の総合的かつ計画的な町政運営の指針となる町第6次総合計画後期基本計画の策定に活用するものです。町民の皆さまとともにまちづくりを進めていくためには、町政に対するご意見を伺うことが大切であると考えています。その方法の一つとして、広く意見を収集することのできる手法であるアンケート調査を実施しました。結果は基礎情報の一つとして、今後の議論の前提となります。ご協力いただきました町民の皆さまには、あらためてお礼申し上げます。

### 調査のねらい

現在の計画では4つの基本目標と、53の施策で『めざすまちの姿（目標）』を定めています。これら施策展開に対する主観的評価、今後一層力を入れて取り組むべき施策分野は何かを得ようとするものです。また、町政に対する意見を伺うものです。



### ◆基本目標・施策について

4つの基本目標と53の施策で『めざすまちの姿（目標）』を示し、現在の達成度と今後の重要度について聞きました。

4つの基本目標は、回答は5段階評価により、最も高いものを5、最も低いものを1とし、これを集計し、基本目標ごとの平均点を指数として、他の基本目標・施策との関係を見えています。

53の施策は、4つの基本目標ごとに重要度の高い施策を5つまで選択いただき、これを集計して、基本目標・他の施策との関係を見えています。

### ●基本目標の達成度

「安全・安心のまちづくり」が上位となっています。

### ●施策の重要度

「防犯対策の推進」が上位となっています。

### ◆調査結果について

紙面の都合上、一部を紹介させていただきました。調査結果をまとめた報告書は、町ホームページおよび役場2階政策秘書課で閲覧できます。

また、自由回答等としていただいた貴重なご意見は、町第6次総合計画後期基本計画に反映させていくとともに、行政運営全般の参考とさせていただきます。

### 調査の概要、配布・回収結果

調査地域	阿見町内		
調査対象	町内に居住する18歳以上の男女		
対象者数	3,000人		
抽出方法	①性別・年齢・居住地によるグループを設定し、町の全人口に対する人口比率をそれぞれ求める ②①に比例するよう各グループの調査対象者数を定める ③各グループの調査対象者を住民基本台帳から無作為抽出する		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
調査時期	2月1日～28日		
配布数	男:1,490 女:1,510	合計:3,000	
回収数	男:328 女:363 無回答:9	合計:700	
回収率	男:22.0% 女:24.0%	合計:23.3%	

### ▼施策の重要度

施策	評点
防犯対策の推進	379
交通体系・公共交通	368
財政の健全化	350
評点平均	206
国際交流の推進	82
地球環境の保全	65
社会全体で取り組む教育の推進	54

### ▼基本目標の達成度

基本目標	指数(平均)
安全・安心のまちづくり	3.09
人を育むまちづくり	3.03
暮らしを支えるまちづくり	2.99
人がつながるまちづくり	2.90

土浦地域の

# 地方版図柄入りナンバープレートの デザインが決定しました！

政策秘書課 ☎888-1111 (283)



## デザイン名・デザインコンセプト

### デザイン名

風・空・彩

### デザインコンセプト

霞ヶ浦の帆引き船と花火をモチーフにしたデザイン。土浦ナンバー地域 11 市町村をイメージして、帆引き船の帆のラインの数と花火の花弁の数は 11 になっています。

## 地方版図柄入りナンバープレートって？

自動車のナンバープレートについては「走る広告塔」としての機能が着目され、ラグビーW杯、東京 2020 オリンピックパラリンピックに特別仕様のナンバープレートが導入されてきました。国では、こうした実績を踏まえ、地域の魅力ある風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートを交付します。また、フルカラーの図柄入りナンバープレートについては寄付金をお願いし、その地域における交通改善・観光振興などの地域での取組みの支援に活用します。フルカラーの図柄入りナンバープレートのデザインは町ホームページで公開していますのでぜひご覧ください。

## 地方版図柄入りナンバープレートQ&A

Q. デザインはどうやって決まったの？

A. ナンバープレートの視認性が確保されないと国で認められないため、東京藝術大学（取手市）に委託して案を作成しました。その後、各市町村で住民アンケートを行い、最も支持されたデザインに決定しました

Q. 土浦ナンバーの対象になる地域はどこ？

A. 土浦市・石岡市・龍ヶ崎市・取手市・牛久市・稲敷市・かすみがうら市・美浦村・阿見町・河内町・利根町の 11 市町村です

Q. いつから車に取り付けできるの？

A. 平成 30 年 10 月ごろを予定しています

Q. どんな車でも取り付けできるの？

A. 取り付け可能なのは、登録自動車（自家用および事業用）および軽自動車です

Q. 今乗っている車にはつけられないの？

A. 陸運局等で交換の手続きをすれば、ナンバーを変えず

に取り付けが可能です

Q. 取り付けるのにお金や寄付金は必要？

A. 取り付けに所定の交付手数料（金額未定）がかかります。また、取り付けの際に寄付金の有無を選ぶことができます。寄付金（1,000 円以上）有りを選ぶとフルカラーのナンバープレート、寄付金無しを選ぶとモノトーンのナンバープレートとなります

Q. 寄付金は何に使われるの？

A. 地域の交通改善や観光振興に活用されます。具体的な使い方は、対象地域である 11 市町村で構成する「図柄入り土浦ナンバー推進協議会」に、地元の交通事業者や観光事業者も参画して協議していきます

Q. 図柄入りナンバープレートは付けたくないのですが

A. 図柄入りナンバープレートは希望制です。これまでの無地のプレートもご利用いただけます

## 町の財政状況を公表します

平成 29 年度

## 財政事情

(平成 30 年 3 月末現在)

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 29 年度(平成 30 年 3 月 31 日現在)の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

なお、一般会計および特別会計の収支状況は、平成 30 年 3 月 31 日までに発生した債権や債務を整理するための出納整理期間(平成 30 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 か月間)における収入支出は含まれませんので、決算額(最終確定額)とは一致しません。

財政課 ☎888-1111 (221・222)

## ■一般会計

(単位:千円・%)

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,468,298	7,523,772	100.7	議会費	148,398	144,417	97.3
地方譲与税	180,000	183,954	102.2	総務費	1,876,567	1,508,210	80.4
地方消費税交付金	759,927	790,723	104.1	民生費	5,744,887	3,935,308	68.5
地方特例交付金	35,901	35,901	100.0	衛生費	1,169,324	913,051	78.1
地方交付税	684,136	690,842	101.0	農林水産業費	266,926	153,962	57.7
分担金及び負担金	221,238	206,331	93.3	商工費	139,573	108,712	77.9
使用料及び手数料	248,368	229,816	92.5	土木費	2,306,029	943,153	40.9
国庫支出金	2,880,996	2,534,696	88.0	消防費	666,439	597,058	89.6
県支出金	1,158,203	402,515	34.8	教育費	4,765,098	3,957,257	83.0
繰入金	274,160	273,328	99.7	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	941,242	941,243	100.0	公債費	1,398,729	1,299,452	92.9
諸収入	598,316	475,402	79.5	諸支出金	56,824	56,824	100.0
町債	2,903,800	1,003,000	34.5	予備費	16,942	0	0.0
その他	201,152	225,561	112.1				
合計	18,555,737	15,517,084	83.6	合計	18,555,737	13,617,404	73.4

## ■特別会計

(単位:千円・%)

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	5,894,805	5,187,050	88.0	5,251,249	89.1
公共下水道事業	2,125,268	931,068	43.8	1,075,794	50.6
土地区画整理事業	22,974	22,146	96.4	22,146	96.4
農業集落排水事業	133,756	49,278	36.8	110,740	82.8
介護保険	3,251,338	2,620,067	80.6	2,827,337	87.0
後期高齢者医療	844,166	424,470	50.3	825,466	97.8
合計	12,272,307	9,234,079		10,112,732	

※予算現額(一般会計および特別会計):当初予算額に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額

※会計それぞれの性質および事業の内容により、その執行状況が異なります

## ■公営企業会計(水道事業)

(単位:千円・%)

区分	予算現額	執行済額	執行割合	
収益的	収入	1,238,612	1,210,597	97.7
	支出	1,149,030	994,032	86.5
資本的	収入	332,412	255,423	76.8
	支出	835,276	470,469	56.3

※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます

※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます

※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします

※消費税・地方消費税を含みます

## ■町債等の現在高

## ●町債

(単位:千円)

区分	年度末現在高
一般会計	14,848,760
特別会計	7,124,351
公共下水道事業	6,088,843
農業集落排水事業	1,035,508
公営企業会計(水道事業)	1,425,927
合計	23,399,038

## ●一時借入金

なし

※出納整理期間(平成 30 年 4 月・5 月)における借入額を含みます

## ■基金の現在高

(単位:千円)

区分	年度末現在高
財政調整基金	2,716,600
減債基金	373,100
その他の基金	1,878,286
国民健康保険支払準備基金	280,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	59,032
介護給付費準備基金	236,368
土地開発基金(現金)	3,600
合計	5,547,086

# 町税・国保税等の催告書を送付しています

収納課 ☎888-1111 (146・148)

## 町税等の納付催告書を送付しています！

町では、例年7月・12月の年2回、町税等に未納のある人に対して納付催告書を送付しています。

催告書が届いた場合は、催告書に記載のある町税等が未納となっていますので、記載された指定期限までに納付してください。指定期限までに納付・連絡がない場合、税負担の公平性を保つため、滞納処分を行う場合があります。指定期限までの納付が難しい場合は、納税相談を随時受け付けていますので、電話連絡のうえ収納課までお越しください。

なお、催告書が到達する前に納付済みのときは行き違いですのでご容赦ください。

## 町税・国保税の納税は安心・安全・便利な口座振替で！

一度口座振替のお申し込みをいただければ、翌年もご指定の口座から振替させていただきますので、大変便利です。また、現金を持ち歩く必要もないので安全です。さらに、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく確実に納税することができます。

### ●口座振替ができる取扱金融機関

▼常陽銀行 ▼筑波銀行 ▼みずほ銀行 ▼三菱UFJ銀行 ▼三井住友銀行 ▼りそな銀行 ▼水戸信用金庫 ▼茨城県信用組合 ▼茨城かすみ農業協同組合(町内に限る) ▼東日本銀行 ▼中央労働銀行 ▼ゆうちょ銀行

### ●口座振替のお申し込み方法

▼申込先

①預金口座のある金融機関窓口(町内にある金融機関窓口には申込用紙が備え付けてあります)

②役場またはうずら出張所

▼必要なもの

①でお申込みの場合：①通帳②届出印③納付書  
④本人確認のための運転免許証・保険証等

②でお申込みの場合：①口座番号が分かるもの(通帳等)②届出印

### ●口座振替に関する諸注意

▼振替日は納期限日になります。もし預金不足等で引落がなかった場合、通知は致しません。また再引落も致しませんので、引落ができなかった場合は納付書で納付してください。**納付書の発行は収納課にて承りますのでご連絡ください**

▼お申込みご希望の場合、手続きに時間がかかる場合がございますので**納期限日の1か月前までにはお申込みください**。また固定資産税・都市計画税、町県民税を年度途中から全納一括の支払でお申込みいただいた場合、当該年度は期別での引落になり、全納一括で引落になるのは翌年度からになります

▼**随時課税分については、口座振替登録があっても引落はできません**

※随時課税とは、申告により過年度分が課税になった場合や退職により住民税が特別徴収から普通徴収に切り替わった場合などに、通常の納期限とは別に納める分になります

▼口座振替お申込みの場合、軽自動車の継続車検用納税証明書は郵送になります。郵送は口座引落日から1週間程度の時間を要しますので、納期限前後に車検を受ける場合はご注意ください

平成30年度(平成31年) 4月1日付採用予定) 町職員採用 試験案内

平成31年4月1日採用予定の町職員を次のとおり募集します。

試験区分・採用予定人数 下表①のとおり。

受験資格

健康状態が正常で、募集区分ごとに次の要件を満たすこと(町外居住者も受験できます)。

一般事務職

●学歴 高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成31年3月卒業見込の人

▼年齢 昭和53年4月2日以降に生まれた人

※町では、行政課題の複雑化・多様化・専門化の進展に適切かつ迅速に対応するため、新規卒業者を募集するとともに、民間企業等の職務経験で培われたコスト意識・経営感覚・高い専門性・柔軟な発想力等を有する人材を求めます(特に必要としている職務経験の事例・建築土木設計、施工管理等)

保育士

▼保育士の資格を有する人、または平成31年3月までに

資格取得見込みの人  
▼昭和58年4月2日以降に生まれた人

欠格事項

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ▼日本国籍を有しない人
- ▼成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む)
- ▼禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ▼本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- ▼日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、またはこれに加入した人

試験の方法

試験は、1次試験・2次試験および身上調査とし、2次試験は1次試験の合格者に対してのみ行います。身上調査は、受験資格の有無および申込書記載事項の真否について調査します。

給与

給与は、町職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されます。例えば、学校卒業直後に採用された場合は下表⑤のとおり。

受験手続・受付期間 申込用紙の請求

▼申込用紙は総務課に直接または郵送で請求してください

▼郵送で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒(角型2号)および最終学歴(見込含む)・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号を明記した書類を必ず同封してください

▼総務課の窓口で直接請求する場合は、最終学歴(見込含む)・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号を受付簿に記入していただきます

▼申込用紙は、一人一枚のみの交付とさせていただきます

申込期間

▼7月2日(月)～8月1日(水) ※土・日・祝日を除く

▼午前8時30分～午後5時15分

▼郵送は8月1日(水)必着

申込方法

▼総務課に申込書を1部提出。受験料不要。

その他

▼受験申込者には受験票を8月中旬ごろに送付します。8月20日(月)を過ぎても受験票が届かない場合、下記にご連絡ください

▼資格取得見込で合格した人で、資格取得ができなかった場合、合格を取り消します

①試験区分・採用予定人数

試験区分	採用予定人数	職務内容
一般事務職	5人程度	一般事務
保育士	4人程度	保育業務

②1次試験

試験方法	択一式および作文の筆記試験。作文は主に文章表現力等についての試験(※)
試験区分・科目	<p>A (大学卒) 公務員として必要な大学で履修した程度の一般的知識・知能。時事、社会・人文、自然、文章理解(英語を含む)、判断・数的推理、資料解釈</p> <p>B (短大・高校卒など) 公務員として必要な高等学校で履修した程度の一般的知識・知能。時事、社会・人文、自然、文章理解(英語を含む)、判断・数的推理、資料解釈</p>

③2次試験

口述試験	個別面接による主に人物についての試験
実技試験等	保育士:保育に必要なピアノ等の実技試験
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかの検査

④試験日・試験場および合格者の発表

区分	1次試験	2次試験
期日	9月16日(日)	11月上旬ごろ
試験場	茨城大学(水戸市文京2丁目1番1号)	1次試験合格者に通知します
合格者の発表	10月上旬ごろ、本人に通知します。また、町ホームページには合格者の受験番号を掲示します	12月中に、本人に通知します

⑤新卒者給料

初任給(平成30年4月現在)		
高校卒	短大卒	大学卒
147,100円	159,800円	179,200円

- ▼学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます
- ▼給料のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末・勤奨手当が支給されます

※ 1次試験の合否判定は筆記試験のみで判定し、作文は2次試験の合否判定資料とします

問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号 総務課職員係 ☎888-1111 (212・213)

# 女性のさらなる 社会進出に向けて

—女性が輝く社会づくり—



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

DV(ドメスティックバイオレンス)は犯罪であり、人間の尊厳をおとしめる行為です。町では、これらの認識を深めるための啓発活動を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

## 配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？ DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、一般に親密と言われる関係にある人(配偶者・内縁の妻や夫・恋人等)から受ける下記のようなさまざまな暴力のことを言います。また、10代から20代の若者を中心に『デートDV』という、恋人同士の間で暴力によって相手を思い通りにしようとする行為が問題視されています。

### 【身体的暴力】

▽殴る▽蹴る▽首を絞める▽突き飛ばす▽引きずり回す 等

### 【性的暴力】

▽性行為の強要▽避妊に協力しない 等

### 【社会的暴力】

▽友人や身内との付き合いを制限する▽自由に外出させない 等

### 【精神的暴力】

▽どなる▽脅す▽馬鹿にする▽無視する▽自殺をほのめかす 等

### 【経済的暴力】

▽生活費を渡さない▽自由にお金を使わせない 等

## 町の虐待・DV等の相談状況(平成29年度)

町では「阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」に基づき、毎年相談状況について公表します。

▼面接や電話による相談件数 70世帯93人

相談内容	相談世帯数	相談人数
配偶者等からの暴力	23世帯	33人
児童虐待	24世帯	37人
障害者虐待	1世帯	1人
高齢者虐待(65歳以上)	21世帯	21人
その他	1世帯	1人
合計	70世帯	93人

\*町では各課が相談窓口となり、情報を共有しながら連携をとって対応しています。また、警察・県相談センター・児童相談所等の関係機関と協力し、さまざまな問題についての相談を受け付けています。一人で悩まずにまずご相談ください

▼問合せ 町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

## 6月23日～29日は男女共同参画週間です

### 今年度の男女共同参画社会キャッチフレーズは『走り出せ、性別のハードルを超えて、今』

国では「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、平成13年度から毎年6月23日～29日までの一週間を「男女共同参画週間」として、さまざまな取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

町ではこの期間中、下記のとおり男女共同参画社会推進パネル展を実施します。ぜひご覧ください。

▼日 時:6月23日(土)～29日(金) 午前9時～午後7時(月曜日除く)

▼場 所:中央公民館1階ホール

▼内 容:クイズで学ぼう男女共同参画社会など

▼問合せ:男女共同参画センター ☎896-3181

# 阿見町の 地域貢献・社会貢献活動団体

『町民活動センター』は、市民活動団体の情報や活動する場を提供するとともに、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携する協働によるまちづくりを推進しています。今回は、『ござれ体操クラブ』についてご紹介します。



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

## ござれ体操クラブ

### ■『ござれ体操クラブ』とは？

「ござれ体操クラブ」は、中央西地区の皆さんの「体操教室を開いてほしい」という強い要望により、平成28年5月に設立されました。

名称の由来は、健康体操のほか、童謡唱歌を聴くこともあり「何でもござれ」との気持ちが込められています。

活動は月1回で、主に健康体操やスクウェアステップ、脳トレのレクリエーション・転倒予防運動を行っています。活動中は終始笑いがあり、参加者全員で盛り上がる工夫をしています。

体操と笑いによって、免疫力の向上や、ロコモティブシンドローム（骨・筋肉・関節などの運動器の働きが衰えて寝たきり等につながる障害）の予防を目的にしています。



▲座って行う健康体操

### ●団体の概要

名称	ござれ体操クラブ
代表者	鈴木勝美
会員数	25人(平成30年5月現在)
活動場所	中央西の民間建物(月1回)
問い合わせ	鈴木 ☎888-0118



▲寝て行う健康体操

### ■どうやって参加するの？

ご興味のある人は、上記の問い合わせ先までご連絡ください。希望者が集まり会場の用意ができれば、他の場所において出張教室を行うことが可能です。

### ■代表者のメッセージ

健康体操の参加者の皆さんから「体がすごく軽くなった」「元気が湧いてきた」「肩こり腰痛など軽減した」との言葉をいただくと、スタッフも本当にうれしく思います。現在は1か所のみでの定期開催ですが、将来的には他の地区でも教室開催が増えていけばと考えています。

また、高齢者の皆さんが寝たきりにならないよう、町内各地区に健康体操指導者を増やし、地区独自で教室を開催できるようにすれば、とも考えます。

今よりもっと健康になりたい人、体を動かしたい人、人とのつながりを持ちたい人など、私たちといっしょに健康長寿の実現に向け活動してみませんか？



▲立って行う健康体操

# 夏の交通事故防止

失った命は、もう戻りません……。守りましょう、交通ルール

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

7月20日～31日まで「夏の交通事故防止県民運動」期間となっています。一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上・交通事故防止の徹底を図り、安全安心なまちづくりを実現しましょう。

## 飲酒運転の根絶！

県内の平成29年中の飲酒運転による交通事故死者数は16人（平成28年：24人）で、昨年に引き続き、**2年連続全国ワースト1位**となっています。

暑くなり、祭礼行事など飲酒の機会が多くなります。飲酒運転は非常に悪質な故意犯です。

**「お酒を飲んだら運転を絶対にしない・させない・許さない」**ことを徹底しましょう。

### 罰則

- ▼酒酔い運転 違反点：35点  
免許取消3年間、5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ▼酒気帯び運転（0.25 mg / ℓ 以上）違反点：25点  
免許取消し2年間、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ▼酒気帯び運転（0.15 mg / ℓ 以上 0.25 mg / ℓ 未満）違反点：13点  
免許停止90日、3年以下の懲役または50万円以下の罰金



**「飲酒運転 崩れる未来 戻らぬ時間」** 茨城県交通安全県民運動年間重点スローガン

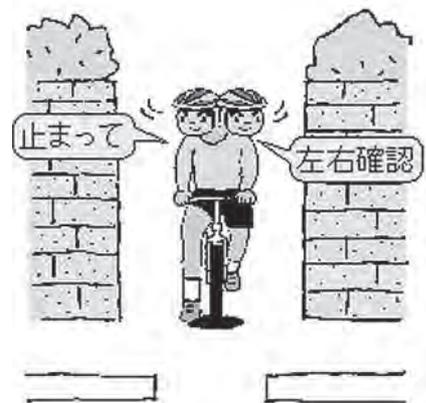
## 自転車事故注意！

夏休み中は、小中学生等の自転車事故多発が懸念されます。

出会い頭の衝突・安全不確認によるもの等、自転車側にも原因がある事故が発生しています。

下記の注意事項を守って、自転車の安全運転を徹底しましょう。

- ▼一時停止箇所や見通しの悪い場所では必ず止まり、左右の安全を確認する
- ▼歩行者優先。歩行者に道を譲る
- ▼二人乗り・並進・イヤホンを装着しての運転・スマホ片手運転などの違反行為は絶対にしない
- ▼夜間は必ずライトを点灯する
- ▼ヘルメットは必ず着用する



**「ヘルメット 自分を守る パートナー」** 夏の交通事故防止県民運動スローガン

身近な自然とのふれあい

## 夏の自然体験のご案内

環境政策課 ☎888-1111 (251)

町では、自然と共存するまちづくりを推進するため、霞ヶ浦や町内の豊かな自然を体験する事業を行っています。身近な環境学習の1つとして参加してみたいはいかがでしょうか？

下記事業への参加申込・お問い合わせは、平日午前8時30分～午後5時15分に役場2階環境政策課で受付となります(土・日・祝日を除く)。電話での申し込みも可能です。申込者には、後日ご案内を送付します。なお、下記すべての事業は参加料無料となります。

## 『うら谷津』～樹木・植物・川魚などを観察して町の豊かな自然を体験～

上長地内にある自然豊かな里山・谷津田にて、自然観察会を行います。

- ▼日 時:7月22日(日) 午前9時30分～11時30分
- ▼内 容:植物等の観察・谷津田についての説明
- ▼対 象:どなたでも参加可能(小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります)
- ▼募集人数:20人(定員で締切)
- ▼持 参 品:虫かご(または飼育容器) 飲み物・帽子など ※ 魚を持ち帰りたい場合は飼育容器を持参下さい
- ▼申込期間:7月4日(水)～18日(水)



▲『うら谷津』にある井戸

## 『小池城址公園』～昆虫採集をしてみよう～



▲小池城址公園での観察の様子

小池城址公園内で専門家の案内による昆虫観察会を行います。

- ▼日 時:8月11日(土) 午前9時30分～11時30分
- ▼内 容:昆虫採集と観察
- ▼対 象:どなたでも参加可能(小学生以下は保護者が同伴できる人に限ります)
- ▼募集人数:20人(定員で締切)
- ▼持 参 品:虫取り網・虫かご(または飼育容器)・飲み物・帽子など
- ▼申込期間:7月4日(水)～18日(水)

## 『霞ヶ浦湖上体験スクール』～湖上で霞ヶ浦の水質を考えてみよう～

親子で「ホワイトアイリス号」に乗って霞ヶ浦を船上から観察したり、湖の透視度を測ります。また、霞ヶ浦環境科学センターでは、センター内の見学や顕微鏡によるプランクトン観察などを行います。

- ▼日 時:8月17日(金) 午前9時～午後3時30分
- ▼内 容:霞ヶ浦の湖上体験・霞ヶ浦環境科学センターの見学
- ▼対 象:小学生(保護者同伴ができる人に限ります、平成28年度に実施した霞ヶ浦湖上体験スクールに参加された人はご遠慮ください)
- ▼募集人数:20組40人(定員で締切)
- ▼持 参 品:昼食・飲み物・帽子・筆記用具など
- ▼申込期間:7月11日(水)～18日(水)



▲プランクトンの観察



◀ホワイトアイリス号

# なくそう

# 高齢者への虐待

## 高齢者の虐待を地域で防ごう

高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (141-142-743)

**高** 齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳を持って生活することとはとても大切なことです。

しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっていきます。高齢者虐待のことを知り、見守り、気づくことで、虐待の起こらない地域づくりをお願いします。

### 虐待とは何か？

何が虐待かは、人によって考え方がまちまちかもしれません。しかし、皆さんに虐待を発見していただくためには、次の5つを「虐待」と捉えることが重要になります。

#### ① 身体的虐待

暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。

▼具体的な例：▽平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる

▽ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体を拘束・

抑制するーなど

#### ② 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼具体的な例：▽入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮ふが汚れている

▽水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある

▽室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる

▽高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない

#### ③ 心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること。

▼具体的な例：▽排せつの失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢

者に恥をかかせる

▽どなる、のしる、悪口を言う

▽侮辱を込めて子どものように扱う

#### ④ 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

▼具体的な例：▽排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する

▽キス、性器への接触、性的関係を強要するーなど

#### ⑤ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

▼具体的な例：▽日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない

▽本人の自宅等を無断で売却する

▽年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するーなど

### 虐待の防止と早期発見のために

高齢者への虐待は、虐待を行っている人に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢

者本人が家族に遠慮したり、世間体を気にしたりして、虐待の事実がわかりづらいことがあります。また、高齢者虐待防止法では、「虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければならぬ」と定められています。

虐待の背景には、高齢者本人と養護者・家族との人間関係、過重な介護負担、認知症介護の困難さ、地域社会での家族の孤立などさまざまな問題があり、往々にしてそれらが絡み合っています。1人で悩まず、ご相談ください。

### 相談や通報をお願いします

町および町地域包括支援センターでは、虐待の通報や相談を受けた場合、高齢者の状況を確認し、さまざまな関係機関と連携して家族や高齢者本人に必要な支援を行います。

● 高齢福祉課高齢福祉係  
☎888-1111 (141-142-743)

● 町地域包括支援センター  
(町社会福祉協議会内)  
☎887-8124





ご利用ください

# 『免除』・『猶予』制度

第1号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにせず、国保年金課で手続きを。

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136・137)



**経**済的な理由等で国民年金保険料 16,340 円/月 (平成 30 年度) を納付することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があります。申請手続きは、国保年金課またはうずら出張所で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果 (承認・却下) をお手元に通知します。平成 30 年度の受付は 7 月 2 日 (月) からとなります。

## 免除等が申請できる期間が拡大されました

平成 26 年 4 月から法律が改正され、申請時点から 2 年 1 か月前までの期間について、さかのぼって免除等を申請できるようになりました。

### ▼免除等の申請可能期間と前年所得の関係 ※平成 30 年 7 月時点

	免除等の申請が可能期間	審査の対象となる前年所得
平成 27 年度分	平成 28 年 6 月	平成 26 年中所得
平成 28 年度分	平成 28 年 7 月～ 29 年 6 月	平成 27 年中所得
平成 29 年度分	平成 29 年 7 月～ 30 年 6 月	平成 28 年中所得
平成 30 年度分※	平成 30 年 7 月～ 31 年 6 月	平成 29 年中所得

※平成 30 年度分は、平成 30 年 7 月になってから申請ができます。

### ▼申請時の注意点

#### ▼年度ごとに申請書の提出が必要です

1 枚の申請書で申請できるのは 7 月から翌年 6 月までの 1 年度分です。複数年度の申請を希望される場合は年度ごとの申請書の提出が必要です。

#### ▼過去の所得で審査します

申請する年度に対応する前年所得 (上記の表のとおり) に基づき審査を行います。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。

※納付猶予については、世帯主の所得審査はありません

#### ▼すみやかに申請してください

過去分の免除等の申請は、申請が遅れると下記のとおり申請できる期間が短くなります。

平成 30 年 7 月に免除等を申請 → 平成 28 年 6 月まで申請が可能

平成 30 年 8 月に免除等を申請 → 平成 28 年 7 月まで申請が可能

### ▼免除の割合と納付額 (平成 30 年度:月額 16,340 円の場合)

免除の割合	納付額
全額免除	0 円
4 分の 3 免除	4,090 円
半額免除	8,170 円
4 分の 1 免除	12,260 円

※保険料の一部免除の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります

### お願い

平成 26 年 4 月から、2 年 1 か月前までの期間について免除等の申請ができるようになりましたが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。免除等の申請は、毎年 7 月～ 8 月までの間にすみやかに申請していただきますようお願いいたします。

納付に関するお問い合わせ:土浦年金事務所 ☎ 825-1170 (自動音声案内)

# 8月から新しくなります

『後期高齢者医療被保険者証』『限度額適用認定証』  
『限度額適用・標準負担額減額認定証』

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

## ▼自己負担割合の判定

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上である ※文中『現役並み所得者』参照
一般	1割	上記以外

※所得の変更により、負担割合が変わることがあります

### 被保険者証の更新

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっており、8月から更新となります。また、『限度額適用認定証』および『限度額適用・標準負担額減額認定証』については、8月から申請または更新となります。

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっております。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。医療機関での自己負担割合には『1割』と『3割』があり、

## ▼被保険者証

後期高齢者医療被保険者証  
有効期限 平成31年 7月31日

被保険者番号

住所

氏名

生年月日

資格取得年月日

発効期日

交付年月日

一部負担金の割合

保険者番号並びに保険者の名称及び印  
39084439  
茨城県後期高齢者医療広域連合

※有効期限を過ぎた古い被保険者証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください

前年の所得をもとに判定され、8月1日から翌年の7月31日までの1年間の負担割合が決まります。

後期高齢者医療保険料の納め忘れがありますと、8月以降の被保険者証の有効期限が短くなることがあります。まだ納付されていない人は、お早めにお納めください。

## ▼現役並み所得者(3割負担)

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円(1人の場合383万円)未満の場合、申請により『一般』の区分となり1割負担となります。

※このほか、被保険者が1人で同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人も含めて総収入合計が520万円未満の場合には、申請により『一般』の区分と同様になり、1割負担となります

### 認定証の申請・更新

現役並み所得者(3割負担)

担)の人のうち、住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人には、平成30年8月から『後期高齢者医療限度額適用認定証(青色)』が交付されます。該当者には申請のお知らせを郵送します。

世帯全員が住民税非課税の人には、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(黄色)』が交付されます。現在、認定証をお持ちの人で8月以降も引き続き該当になる人は、申請が不要になり、被保険者証に同封されて郵送されます。新規該当者には申請のお知らせを郵送します。

### 認定証の使い方

認定証を医療機関に受診する際に提示することで、保険診療分の医療費が1か月の自己負担限度額(15ペーシ)の月額自己負担限度額の表を参照)までとなります。

なお、申請した月の初日から適用され、有効期限は7月31日までとなります。住民税非課税世帯の人は、入院時の食事が減額されます

# 後期高齢者医療制度の 高額療養費



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

## 高額療養費

後期高齢者医療制度で医療を受けて高額になった場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により、後ほど県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。

■ 1か月（同月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき  
限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。現役並み所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は『限度額適用認定証』を、低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関受診の際に提示してください。

■ 自己負担額の計算方法  
▼ 月の1日から末日までの1か月ごとの受診で計算  
▼ 病院・薬局 歯科の区別なく合算  
▼ 入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

■ 申請および支給  
該当者のうち申請が必要な人（初めて支給の人）は広域

連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

この申請書・本人確認書類・印鑑・金融機関の口座番号がわかるものおよび支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口またはうずら出張所で手続きをしてください（2回目の支給からこの申請は不要）。

ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要。

## 高額療養費の月額自己負担限度額

▼ 現役並み所得者（3割負担）：14ページの現役並み所得者で申請により1割に該当しない人  
▼ 一般（1割負担）：現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人  
▼ 低所得者Ⅱ（1割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）  
▼ 低所得者Ⅰ（1割負担）：同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

### ▼ 月額自己負担限度額

平成 30 年 7 月まで

平成 30 年 8 月から

適用区分	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	現役並み所得者	適用区分		
				外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得者	57,600 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% < 44,400 円 >		Ⅲ：課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% < 140,100 円 >	
				Ⅱ：課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% < 93,000 円 >	
				Ⅰ：課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% < 44,400 円 >	
一 般	14,000 円 年間上限 144,000 円	57,600 円 < 44,400 円 >		一 般	18,000 円 年間上限 144,000 円	57,600 円 < 44,400 円 >
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円		低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		15,000 円		低所得者Ⅰ		15,000 円

※ < > 内の金額は、過去 12 か月以内に世帯単位の限度額を超えて支給が 3 回以上あった場合の 4 回目以降の限度額  
・ 上記の表は、後期高齢者医療制度以外の 70 歳以上の人と同様となります

# 後期高齢者医療制度の 保険料と納め方



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

## ▼保険料と賦課限度額

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(100円未満切捨て)

均等割額: 定額 39,500円

所得割額: 所得から計算 (総所得金額等 \* - 33万円) × 8.0%

賦課限度額(年額) = 62万円

(どんなに所得の高い人でも保険料の上限は年額62万円です)

\* 総所得金額等とは、『年金収入－公的年金控除』『給与収入－給与所得控除』『事業収入－必要経費』等で、社会保険料控除・配偶者控除等の各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません

## ▼均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	軽減割合
33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)	9割
33万円以下の世帯	8.5割
33万円 + 「27万5千円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
33万円 + 「50万円 × 世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の人は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円以下は120万円)を差し引き、65歳以上の人は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

▼年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

▼受給している年金が年額18万円未満の人

▼介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金支給額の2分の1を超える人

『世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額』が

### 均等割額軽減

### 保険料の軽減措置

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直され、個人ごとに算定して、定額の『均等割額』と所得に応じて計算される『所得割額』の合計となります。

後期高齢者医療制度の加入日の前日において、被用者保

### 被扶養であった人の軽減

左表に該当する場合は、保険料の均等割額が軽減されます。

※軽減判定の注意: 世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額等は軽減判定の対象になります

後期高齢者医療制度の加入者であった人は、国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった人は該当しません

※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった人は、国民健康保険・国民健康保険組合(全国健康保険協会・旧政府管掌・組合保険・船員保険・共済組合)の被扶養であった人は、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。

### 保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、▼特別徴収…年金から引かれる方法 ▼普通徴収…納付書や口座振替により納める方法の2通りがあります。

原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

▼介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金支給額の2分の1を超える人

▼受給している年金が年額18万円未満の人

▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

# 各種予防接種 のお知らせ



健康づくり課保健予防係(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

## 子どもの予防接種

### ■子どもの予防接種の受け方

予防接種協力医療機関に予約をし、「予防接種予診票」「母子健康手帳」「健康保険証」を持参し、接種してください。接種対象の人で、お手元に予診票がない場合は発行しますので、保護者が母子健康手帳と印鑑を持参し、健康づくり課窓口にお越しください。

### ■麻しん風しん混合

麻しん風しん混合予防接種は、第1期(1歳～2歳未満)と第2期(年長児)の2回接種が必要です。まだ接種がお済みでない人は、早めに接種を受けてください。予診票は出生届時にお渡しする予防接種手帳で配布しています。

#### ▼接種対象期間

第1期:1歳～2歳未満の1年間

第2期:平成24年4月2日～平成25年4月1日  
生まれのお子さんで就学前の1年間(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

### ■2種混合(ジフテリア・破傷風)

2種混合予防接種は幼少期に接種した3種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)または4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)でついた基礎免疫を強くするために11歳～13歳未満のお子さんに接種します。予診票は接種開始時期に送付しています。ご確認ください。

### ■日本脳炎

日本脳炎予防接種は日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例をきっかけに、平成17年度から平成21年度まで日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした。その後、新しいワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。

日本脳炎予防接種は▼1期(3歳～7歳半未満)3回▼2期(9歳～13歳未満)1回の合計4回の接種で完了となります。

1期の予診票は出生届出時にお渡しする予防接種手帳で配布しています。2期の予診票は接種開始時期に送付していますが、以下の①の特例措置の該当者には高校3年生に相当する年齢時に送付しています。①の該当者で予診票を送付するよりも前に2期の接種を希望する場合は、健康づくり課で発行します。

#### ▼以下の人には特例措置があります

- ①平成19年4月1日以前の生まれで20歳未満の人  
1期・2期の接種不足分を20歳未満の間接種できます
- ②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人  
1期不足分を2期の対象年齢(9歳～13歳未満)で接種できます

その他の予防接種については、健康づくり課までお問い合わせください。

## 高齢者肺炎球菌予防接種

対象となる生年月日の人には4月に予診票と案内を送付しましたのでご確認ください

### ▼今年度の対象者

以下の生年月日の人が初めて高齢者肺炎球菌の予防接種を受ける場合、接種費用の一部助成を受けることができます。対象となるのは今年度のみ1回限りとなりますので、助成期間内にお受け下さい。

65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日
75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日
80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日

85歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日
90歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日
100歳	大正7年4月2日～大正8年4月1日

60～65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患により身体障害者手帳1級を取得している人も、初めてこの予防接種を受ける場合には助成を受けることができます。予診票交付手続きが必要になりますので、健康づくり課までお問い合わせください。

▼助成期間 平成31年3月31日まで

▼助成金額 3,000円(接種費用から助成額を差し引いた額は自己負担となります)





### 阿見町開催競技セーリング

## 茨城国体開催まであと463日

AMI 国体ニュースでは茨城国体開催に向けて  
阿見町に係る国体のさまざまな情報を発信していきます!!

今回は国体で使用される艇種をご紹介します。19 ページからお読みください。



船体はレーザー級と同じで帆が小さい帆のスミに青いマーク

最も早く、最も体力が必要

艇種	レーザー級	レーザーラジアル級	国体ウインドサーフィン級
全長(cm)	423	423	270~310
帆の数	1	1	1
定員	1	1	1
国体種別	成年男子	成年女子/少年男子・女子	成年男子・女子
オリンピック採用	○	○	△
特徴	世界で最も普及し、オリンピックでも採用されている種目です。	レーザー級と同じ艇体に、レーザー級よりひと回り小さくした帆を使用しています。オリンピックでは北京大会から採用されています。	セーリング種目の中で最も体力を必要とし最もスピードの出る種目です。オリンピックでは国体とは異なる規格のものが使用されています。

### ★茨城国体・大会 開・閉会式オープニングプログラム出演団体募集について

茨城県では国体・障害者スポーツ大会の開・閉会式のオープニングプログラムにおいて、茨城の伝統芸能や文化活動などを実演していただく団体を募集しています。県内に活動拠点があり、県内で活動実績がある団体であること等の募集要項に記載されている項目全てを満たすことが出演条件となります。詳しくは、ホームページ(<http://www.ibarakikokutai2019.jp/>)をご覧ください。

応募期間:8月10日(金)まで  
 問い合わせ:県国体・障害者スポーツ大会局 競技式典課  
 TEL 029(301)5373 FAX 029(301)5398



470とウインドサーフィンの競り合い



# いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

## 国体セーリング競技の種目と種別

国体では5種類のヨットとウインドサーフィンが使用され、成年男子・女子、少年男子・女子、の種別に分かれて計10種目が行われます。成年男子は470とレーザーと国体ウインドサーフィンの3種目、成年女子はセーリングスピリッツとレーザーラジアルと・・・なんて書いてもわかりにくいので、わかりやすくそれぞれの艇とその特徴、国体種別をイラスト付きでまとめてみました。

ヨットは船体や帆が大きくなるほどスピードが出ますが、操船も難しくなります。それを踏まえて下図を見ていただくと、艇種と国体種別の関係がよくわかります。



艇種	470(ヨナナマル)級	セーリングスピリッツ(SS)級	420(ヨンニーマル)級
全長(cm)	470	430	420
帆の数	3	3	3
定員	2	2	2
国体種別	成年男子	成年女子	少年男子・女子
オリンピック採用	○	×	×
特徴	比較的小柄な日本人の体格に最も適したクラスといわれています。アトランタ五輪では日本女子が銀メダル、アテネ五輪では日本男子が銅メダルを獲得しています。	国体艇種として日本セーリング連盟が開発したハイパフォーマンスな艇で、透明なメインセール・ジブセールと大きな3枚目の帆(ジェネカー)が特徴です。	大きな浮力タンクがあるため非常に安全で、世界中でユース世代のトレーニングボートとして活用されています。

※スピナーカーとジェネカーについて…風下に向かうときだけ使い、それ以外のときは収納されている帆のこと。形状の違いから470と420のものはスピナーカー、セーリングスピリッツのものはジェネカーと呼びます。

## 編集後記

国体では艇種ごとにレースが行われ、異なる艇種同士で競うことはありませんが、艇種関係なくまとめてレースをする大会があります。

5月13日に行われた「阿見町長杯」はまさにそんな大会でした。当然スピードがでる470やウインドサーフィンが有利ですが、あえて不利な艇種で参加して技術で勝負する選手もいるそうです。時折雨が降る中、熱戦が繰り広げられました。



異なる艇種が一斉にスタート!!

あなたとあなたの大切な人のために

# がん検診を受けましょう



健康づくり課健康推進係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

## がんについて

■日本人の2人に1人は生涯のうち1度はがんにかかるといわれています

■がんは進行すればするほど治りにくくなる病気です

- ▼早期にはほとんど自覚症状がないため、定期的に検診を受けて早期発見を心がけましょう
- ▼多くのがんは早期に発見・治療すればそのほとんどが治癒できるといわれています

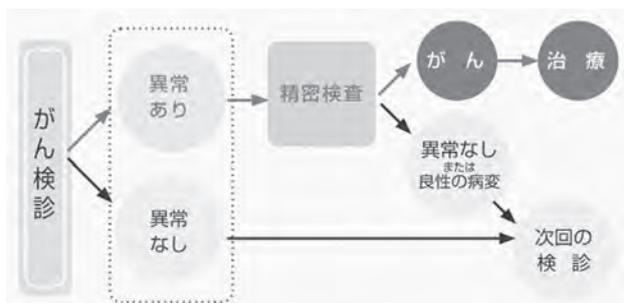
## がん検診について

■がん検診の対象は健康な人です

「がんがありそう」とされる人を精密検査で診断し、早期のうちに「がん」を発見することが目的です。

検診結果が「要精密検査」となった場合は、その後必ず精密検査を受けてください。

※検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのにそのがんが見つけれない場合もあります



▲がん検診の流れ(国立がん研究センター「がん情報サービス」ホームページより)

■国が死亡率を減少させる効果を認めて推奨しているのは次の5つのがんの検診です

検診名	対象・受診間隔	内容
①大腸がん検診		▼女性のがん死亡原因第1位。40代男性が一番なりやすいがんです ▼検査内容:自宅排便を取って健診機関に提出
②肺がん検診	▼40歳以上男女 ▼年1回	▼死亡数が男女合わせていちばん多いがんです ▼たばこだけが原因ではありません。たばこを吸わなくても検診を受けましょう ▼検査内容:胸のレントゲン撮影
③胃がん検診		▼胃がんにかかる人は50代以降に多いです ▼検査内容:バリウムを飲んで胃のレントゲン撮影
④乳がん検診	▼40歳以上女性 ▼2年に1回	▼女性の12人に1人が乳がんにかかるといわれています ▼40～50代女性のがん死亡原因第1位 ▼検査内容:乳房のレントゲン撮影(マンモグラフィ検査)
⑤子宮けいがん検診	▼20歳以上女性	▼20代後半から増えるがんです ▼早期発見すれば、妊娠・出産にも大きな影響はありません ▼検査内容:子宮けい部の細胞を取り、異常な細胞が無いか調べる ※国では2年に1回の受診を推奨していますが、町では1年に1回検診が受けられます

※受診方法については、健康づくり課までお問い合わせください

町ホームページ ([http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/20-5-0-0-0\\_4.html](http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/20-5-0-0-0_4.html)) にもがん検診に関する情報を掲載しています。ご覧ください

二次元コード▶



# 腹部超音波検診・ 大腸がん検診（集団健診） 申し込みが始まります



健康づくり課健康推進係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

下記の日程で腹部超音波検診・大腸がん検診を実施します。がんの早期発見・早期治療につなげるために、定期的に検診を受けましょう。検診を受けるには、事前の申し込みが必要です。今年度から町のすべての集団健診で大腸がん検診が受けられるようになりました。すでに受診された場合は、今回大腸がん検診を申し込むことはできません。腹部超音波検診や大腸がん検診を今年度人間ドックや医療機関健診で受診される場合もお申し込みできませんのでご注意ください。

※対象年齢は平成31年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
腹部超音波検診	40歳以上	肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の超音波検査 ※がんをはじめ、臓器の肥大や萎縮の有無などを検査します	1,000円
大腸がん検診		免疫便潜血検査（検便）	600円

## ■ 検診日程

期 日	受付時間（各日）・場所
9月10日(月)	①午前 7時～ 7時30分 ②午前 8時～ 8時30分 ③午前 9時～ 9時30分 ④午前 10時～ 10時30分 ※健診は全ての日程において総合保健福祉会館『さわやかセンター』で実施します
9月12日(水)	
9月14日(金)	
9月18日(火)	
9月19日(水)	
9月25日(火)	
9月26日(水)	

## ■ 注意事項

- 腹部超音波検診は検査が終了するまでは、ご飲食ができません
- 次に該当する人は、かかりつけの医療機関などでの検査をお勧めします
  - ▼現在、肝臓・胆のう・すい臓・腎臓・ひ臓の病気を治療中・経過観察中
  - ▼自覚症状がある
  - ▼毎回結果が要精密検査になる

## ■ 申込期間

7月25日(水)まで(必着)

※お申し込みされた人には、8月中旬にご案内をお送りします

## ■ 申込方法

- 右記申込用紙に必要事項を記載し①②で申し込む
  - はがきまたは封書を下記へ郵送する
  - 総合保健福祉会館『さわやかセンター』に来館して申し込む
- インターネットで申し込む（下記二次元コードを読み込むことで申込画面にアクセスできます）
  - ※ファクシミリや電話による申し込みはできません
  - ※申し込み日時が希望者多数の場合、別日程でご案内させていただきます。ご了承ください(先着順ではありません)

## ▼ 申込先

- 〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）
- [https://s-kantan.jp/town-ami-ibaraku-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=7675](https://s-kantan.jp/town-ami-ibaraku-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7675)

## ■ 腹部超音波検診・大腸がん検診申込用紙

1. 住所	阿見町
2. 氏名	
3. 生年月日（年齢）	大正・昭和 年 月 日（ 歳） ※平成31年3月31日時点の年齢
4. 電話番号	※ご連絡の取れる番号をご記入ください ( )
5. 受診項目	※希望する検診に○をつけてください <input type="checkbox"/> 腹部超音波検診 <input type="checkbox"/> 大腸がん検診
6. 希望日時	第1希望： 月 日 ・ いつでも可 午前 時～ 時30分 ・ いつでも可 第2希望： 月 日 ・ いつでも可 午前 時～ 時30分 ・ いつでも可

申込用二次元コード▶



障害のある人もない人も 安心して暮らせる まちづくり

# 『障害差別解消法』が施行されました

町では、『阿見町第3次障害者基本計画・障害者福祉計画』を策定し、障害者の人権を尊重するため、障害者や関係者そのほか町民全体に障害者差別解消および障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすためのさまざまな施策の推進および啓発に取り組んでいます。

社会福祉課 ☎888-1111 (161)

## 『障害者差別解消法』の概要

### 『障害者差別解消法』とは？

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関・地方の公共団体・民間事業者等における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会実現につなげることを目的としています。

### 対象となる障害のある人

身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）・そのほかの心身の機能の障害がある人で、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態の人（障害者手帳を持っていない人も対象となります）。

### 社会的障壁とは？

障害がある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものをさします。具体的には、通行の支障となるものや利用しにくい設備・施設、利用しにくい制度、障害のある人を意識しない習慣・文化・障害のある人の偏見などです。

### 『障害者差別解消法』のポイント

障害を理由とした差別解消のため、障害のある人に対する「不当な差別的な取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

対象機関等	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	不当な差別的取り扱い禁止	法律的義務（障害者に対し合理的配慮を行わなければならない）
民間事業者 （個人的事業者・NPO 法人等も含む）		努力義務（障害者に対し合理的配慮を行なうよう努めなければならない）

### 不当な差別的扱い

不当な差別的扱いとは、障害を理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限・条件をつけたりすることです。

#### ●具体的な事例

- ▼お店に入ろうとしたら、車いすを利用することを理由に入店を断られた
- ▼アパートやマンションを借りようとして障害があることを伝えたと、そのことを理由に貸してくれなかった
- ▼障害があることを理由に施設の利用や習い事の入会を断られた

### 合理的配慮の不提供

合理的配慮の不提供とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行わないことです。

●具体的な事例

- ▼交通機関を利用したいときに、どの乗り物に乗ったらいいかわからないので職員に聞いたが、分かるように説明してくれなかった
- ▼災害時の避難所などで聴覚障害のある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった
- ▼車いすの使用・補装具の使用・盲導犬や介助犬を同伴していること等を理由として、正当な理由なく差別的行為を受けた

■合理的配慮の具体的例

- ▼車いすの人が乗り物に乗るときに手助けをすること
- ▼視覚障害のある人に書類など内容を読み上げながら説明すること
- ▼聴覚障害のある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をすること



『障害を理由とする差別の解消の推進に関する阿見町職員対応要領』を策定しました

■要領の概要

- ▼『障害者差別解消法』では、町などの地方公共団体は、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即し、行政機関の職員が、障害を理由とする差別の解消に関して適切に対応するために必要な要領を定めるよう規定されています
- ▼この『障害を理由とする差別の解消の推進に関する阿見町職員対応要領(以下「要領」)』は、法律に基づき、町職員がその事務またはその事業を行うに当たり、障害を理由として障害のある人に不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないと不当な差別的取扱いを禁止しています
- ▼また、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、障害のある人の性別・年齢・障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮を行わなければならないとしています
- ▼この要領は、町ホームページおよび役場社会福祉課の窓口で閲覧することができます

障害者差別に関する相談窓口(役場社会福祉課内)の設置

障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮に関して、障害のある人やその家族等からの相談を受けるための相談窓口を役場社会福祉課内に設置しています。

相談窓口	役場社会福祉課(中央1-1-1) ☎ 888-1111(内線161)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日・年末年始を除く
相談内容	障害を理由とする不当な差別的取扱いに関すること
相談方法	相談の方法(来訪・電話・郵便・ファクシミリ等)は問いません

町障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別に関する相談の事案について、情報共有や差別の解消に向けて効果的な検討を進めていくため、『阿見町障害者差別解消支援地域協議会』を設置しています。

この協議会では、地域の関係機関が連携して情報を共有しながら、相談事案の解決を後押しするための協議を行い、県の障害者差別解消支援協議会に情報提供を行い、また関係機関に対して協力を求めています。協議していくことで、地域ぐるみで障害者差別解消に向けた取り組みを進めていきます。

■もっと詳しく知りたいときは・・・

国・県のホームページでは、さらに詳しい関連資料や詳しい取り組みが掲載されています。

- ▼内閣府ホームページ: 障害を理由とする差別の解消の推進  
URL: [www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html)
- ▼茨城県ホームページ: いばらきの障害福祉政策⇒差別解消の推進について  
URL: [www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/8.html](http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/8.html)

65 歳以上の皆さんへ

# 介護保険料が 変わりました

普通徴収の人は 7 月に納付書が発送されます

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726・143)



## 介護保険料の改定 (平成 30 ~ 32 年度)

町では介護保険事業を健全に運営するため、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。

要介護認定者の増加や、介護報酬単価の見直しによる介護サービス費の増加が見込まれる中、その費用を賄うために新たに介護保険料を算定しました。介護保険料は介護保険を運営するための大切な財源になります。誰もが安心して介護サービスを利用できるように、保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

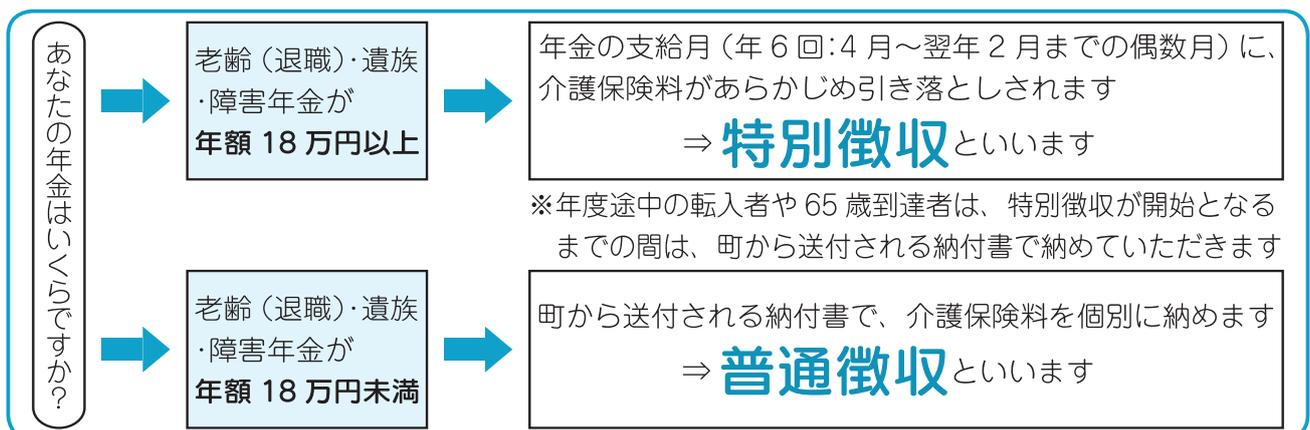
## 65 歳以上の人の介護保険料

皆さんに納めていただく介護保険料は、『特別徴収』と『普通徴収』の 2 種類の方法により徴収しています。

区 分	対 象	年間保険料
第 1 段階	生活保護法の被保護者	28,800 円
	老齢福祉年金受給者 (町民税非課税世帯)	
	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	48,100 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	48,100 円
第 4 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	57,700 円
第 5 段階	本人が町民非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超	64,200 円
第 6 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満	77,000 円
第 7 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満	83,400 円
第 8 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	96,300 円
第 9 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 300 万円以上	109,100 円

## 保険料の納付方法

65 歳以上の人の介護保険料の納付方法は 2 種類 (特別徴収・普通徴収) あります。受給している年金の額によって納付の方法が異なります (年金を受給されていない人は、すべて普通徴収となります)。



# 介護保険サービスをご利用中の皆さんへ サービスの利用者負担が 8月から一部変わります

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (726-143)

介護保険のサービスを利用したときの利用者負担は、原則としてサービスを利用するために発生した費用の1割または2割負担となっていますが、8月から各世帯の所得に応じて、3割負担になる場合があります。

詳細は下表をご覧ください。高齢福祉課介護保険係までお問い合わせください。

## 介護保険サービスの利用者負担割合

利用者負担割合	対象者
<p><b>3割</b></p> <p>※ 8月から</p>	<p>①②両方に該当する人</p> <p>①本人の合計所得金額が220万円以上である</p> <p>②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入 + その他の合計所得金額」が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼ 単身世帯: 340万円以上</li> <li>▼ 2人以上世帯: 463万円以上</li> </ul> <p>である</p>
<p><b>2割</b></p>	<p>8月まで: ①②両方に該当する人</p> <p>8月から: 上記3割負担の対象にならない人で①②両方に該当する人</p> <p>①本人の合計所得金額が160万円以上である</p> <p>②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入 + その他の合計所得金額」が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼ 単身世帯: 280万円以上</li> <li>▼ 2人以上世帯: 346万円以上</li> </ul> <p>である</p>
<p><b>1割</b></p>	<p>上記以外の人</p>

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。なお、8月からは「合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います

## 介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用する時には、介護保険の保険証と一緒に掲示してください。

うるおいある街並みに！

# 生垣設置の助成制度



都市計画課 ☎888-1111 (232)

## 生垣設置の助成

### 生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

### 補助の対象区域

▼町全域

■補助を受けられる人

▼土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

### 補助対象となる生垣

▼新たに生垣を設置する場合

▼既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

### 補助を受けられない生垣

▼国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの

▼建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

## 補助額の基準

補助対象となる生垣設置に対する補助の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m当たり 5,000円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m当たり 7,500円
補助率	生垣設置に要する経費(※)の2分の1 (ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)	
補助限度額	175,000円 (角地の2辺に設置する場合は350,000円)	

※生垣設置に要する経費とは、植手間・樹木・垣・支柱等を言います

▼条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの

▼不動産の販売を目的として設置されるもの

▼ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

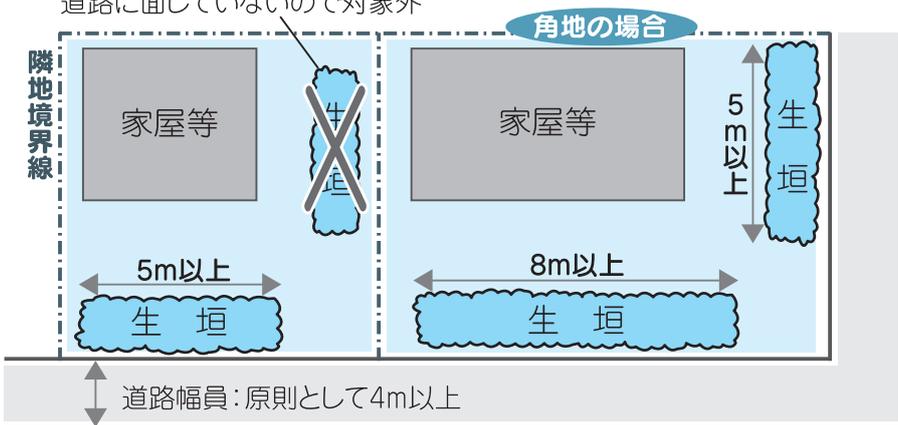
## 補助の条件

### 生垣の長さなど

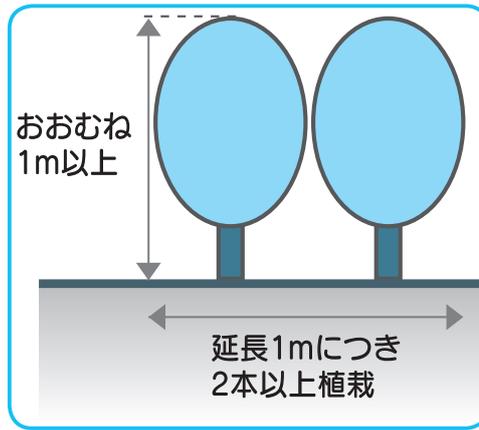
▼道路に面して設置されるもので、総延長5m以上であるもの

▼角地の2辺に設置されるものは、長辺の生垣の延長が8m以上かつ短辺の延長が5m以上必要

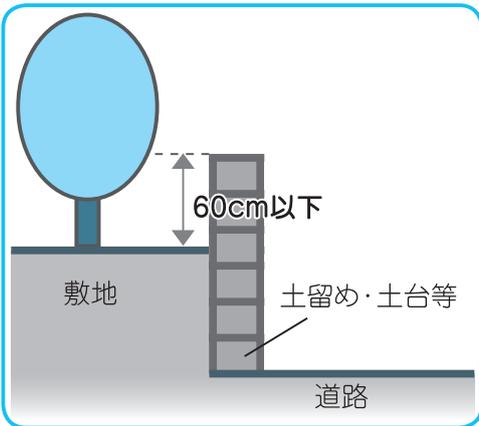
道路に面していないので対象外



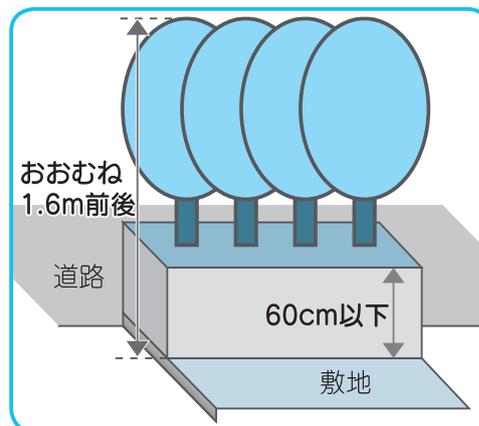
▼生垣設置の例



▼生垣の高さなど  
樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）  
延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



▼ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



▼コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ますなど）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの

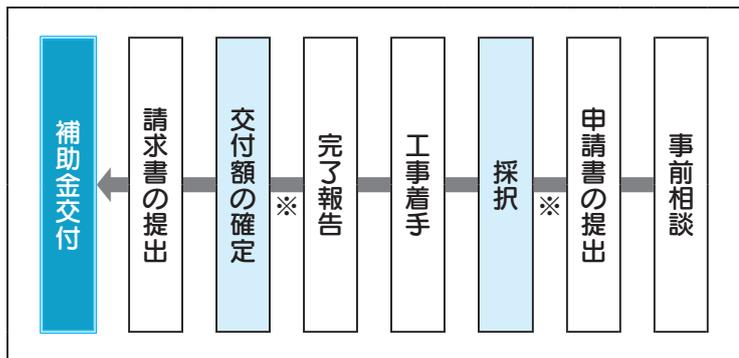
※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます



申請方法  
生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談のうえ、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。  
設置後の申請は補助を受けることができません。

申請手続き

- 当制度の詳しい手引きを都市計画課窓口にご用意しています
- 町ホームページにも掲載しています  
▼<http://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>
- まずはお気軽にご相談ください  
都市計画課 ☎888-1111 (232)

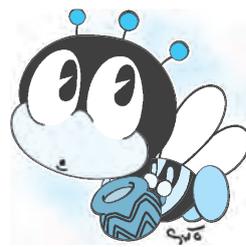


※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

申請の流れ

# ようこそ! ふれあい地区館へ

みなさんのご参加をお待ちしています!



※各地区館事業の詳細は各ふれあい地区館事務局または生涯学習課にお問い合わせください

(生涯学習課生涯学習係(中央公民館内) ☎888-2526)

## 阿見ふれあい地区館

- 6月: ①ゲーム交流会(三世代交流)  
7月: ③⑤楽しく体を動かす健康体操  
④夏休み創作教室2回  
9月: ③⑤料理教室②④園芸教室①  
10月: ②④園芸教室②  
11月: ⑥秋季ソフトバレーボール大会①ふれあいイベントまつり①ふれあいスポーツ交流会  
12月: ①ふれあいウォーキング  
1月: ④料理教室①  
2月: ④料理教室②①ふれあい演奏会  
3月: ③⑤うどん打ち教室  
※他に行政区への「出前講座」や各部会の移動学習も計画しています

事務局担当 吉田 隆義

阿見地区の皆さまと「ふれあい地区館」活動を通して、地域交流・世代間交流が図れる事業を計画していきたいと思っております。多くの皆さまの参加をお待ちしています。どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

## 実穀ふれあい地区館

- 7月: ⑤⑥三世代交流輪投げ・卓球大会  
④夏休み映画会  
8月: ①輪投げ大会  
②健康教室スクエアステップ  
9月: ③防犯教室  
②移動学習  
10月: ②⑥体力測定  
⑤そば打ち教室  
11月: ①ふれあい地区館まつり  
①ふれあいスポーツ交流会  
12月: ③趣味の教室④料理教室  
2月: ②閉級式オーバルボール大会  
※他に行政区への「出前講座」も計画しています

事務局担当 菅谷 和雄

実穀地区の皆さま、小学校は無くなりましたが、今までも増して明るく、元気よくそして楽しく、ふれあい地区館事業を進めていきましょう。気軽に参加してください。お待ちしております。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

## 吉原ふれあい地区館

- 7月: ④創作教室  
8月: ①救命講習会②創作教室  
10月: ①第28回吉原ふれあい広場  
11月: ①ふれあいスポーツ交流会  
12月: ①防犯教室  
③創作教室  
1月: ①第2回健康教室  
④映画鑑賞会ほか  
2月: ①第3回健康教室  
3月: ②閉級式  
通年: ②神社清掃、シルバーリハビリ体操  
※他に行政区への「出前講座」や各部会の移動学習も計画しています

事務局担当 関川 敏明

地域の皆さまのふれあいと交流の場である「ふれあい地区館」の活動を通して、「人が輝き まちが活きる 学びのまちを目指して」努力して参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

## 本郷・あさひふれあい地区館

- 6月: ②指ヨガセルフケア講座⑥蕎麦打ち体験教室  
②輪投げ大会  
7月: ④夏休み映画会  
8月: ④型染め手ぬぐい作り  
9月: ①三世代交流 輪投げ大会  
10月: ⑤移動学習  
11月: ②移動学習①ふれあい地区館まつり  
①ふれあいスポーツ交流会  
12月: ④冬休み映画会  
1月: ②新春映画会  
2月: ②閉級式・輪投げ大会  
通年: ②グラウンドゴルフ同好会  
※他に行政区への「出前講座」も計画しています

事務局担当 永野 泉

地域にあさひ小学校が新設。企画・運営など当活動を通して各行政区で、また世代や地域を超えて皆さんがますます輝いていただけることを願っています。どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

**ふれあい地区館事業とは？**

ふれあい地区館事業は、平成2年4月に『生涯学習の町AM I』を目指してスタートし、今年度で28年目を迎えました。「いつでも」「どこでも」「だれでも」を合い言葉に各行政区の集施設等に出向き、地域の要望に沿った事業を展開する“**応える生涯学習**”を中心に、町民ひとりひとりが身近で気軽に学習できるようにすることを、ねらいとしています。

**ふれあい地区館の各部会は下記①～⑨のとおりです**

- ①運営委員会 ②高齢者部会・シニア部会・みどりクラブ・オレンジクラブ ③女性部会 ④青少年育成部会  
⑤成人部会 ⑥体育部会 ⑦文化学習部会 ⑧ふれあい交流部会 ⑨スポーツいきいき部会

**ふれあいスポーツ交流会11月25日(日)【ふれあい地区館全体の合同事業】**

町民体育館を会場にソフトバレーボールと輪投げの2競技で8地区館の交流戦を行います。

**君原ふれあい地区館**

- 6月：②開級式  
8月：⑧流しソーメン大会 ⑧おもしろ理科先生  
10月：⑨輪投げ大会  
11月：①ふれあい地区館まつり  
①君原地区在住者芸術作品展  
⑨ふれあいスポーツ交流会  
12月：②③三世代交流会 ⑦料理教室  
⑧クリスマスケーキづくり  
3月：②閉級式・お楽しみ会  
通年(毎週火曜日)：⑨親子バドミントン  
(毎週水曜日)：②グラウンドゴルフ  
※他に行政区への「出前講座」や各部会の移動学習も計画しています

事務局担当 櫻井 久夫

豊かな自然環境に育まれる君原地区は、地域の絆も強く、人情味あふれる土地柄であり、その特性を活かした地区館活動を皆さまと共に進めることが出来たら幸いです。どうぞよろしくお願いたします。

●問い合わせ 君原公民館 ☎889-1363

**舟島ふれあい地区館**

- 6月：①梅もぎ健康ウォーキング  
7月：②④三世代交流会 ③健康体操 ④映画会  
8月：④映画会  
9月：③趣味講座 ①成人体育部講座、給食センター・予科練平和記念館等見学  
10月：②グラウンドゴルフ会・映画会  
⑤⑥ソフトバレーボール・輪投げ大会  
11月：①ふれあい地区館まつり  
⑤⑥ふれあいスポーツ交流会  
12月：③料理教室 ④おもしろ理科教室  
1月：②新年交流会  
通年(毎月第2・4火曜日) ②シルバーリハビリ体操  
※他に各部会の移動学習なども計画しています

事務局担当 中島 宏

舟島地区の皆さまとふれあい地区館の運営委員・推進委員の協力で、地区館の活動・事業がより活発になることを目指していきたいと考えています。多くの方々のご参加をお待ちしています。どうぞよろしくお願いたします。

●問い合わせ 舟島ふれあいセンター ☎840-2761

**阿見第一ふれあい地区館**

- 6月：⑤⑥阿見第一・第二合同の体力測定  
⑥ソフトバレーボール大会 ③アロマ教室  
7月：⑤ショートテニス講習会 ②移動学習  
④第一・第二合同映画会  
10月：①ふれあい地区館まつり  
①三世代交流会輪投げ大会  
11月：①ふれあいスポーツ交流会  
12月：②かくし芸大会 ③押し絵教室  
④子ども料理教室  
2月：⑤⑥健康づくりハイキング  
④子ども映画会  
3月：②③閉級式  
※他に行政区への「出前講座」も計画しています

事務局担当 木村 茂

地域の要望に沿った事業「出前講座」を中心に、地域の皆さまに楽しんで参加していただけるようなふれあい地区館活動に努力していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いたします。

●問い合わせ かすみ公民館 ☎888-8111

**阿見第二ふれあい地区館**

- 6月：⑤⑥阿見第一・第二合同の体力測定 ②体操教室  
7月：⑤⑥移動学習  
8月：②健康教室 ④親子映画教室  
9月：②移動学習  
10月：①ふれあいイベントまつり  
11月：④移動学習 ③移動学習  
①ふれあいスポーツ交流会  
12月：⑤しめ縄づくり ②お料理教室  
1月：②お楽しみ会  
2月：③味噌づくり教室 ②閉級式  
④親子バドミントン大会  
通年：④バドミントン教室  
※他に行政区への「出前講座」も計画しています

事務局担当 福士 幸子

阿見第二地区の皆さまとの「ふれあい」を通して、地域の皆さまが参加しやすい「学習」を企画・提案し、楽しく明るく参加できるふれあいにしていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いたします。

●問い合わせ かすみ公民館 ☎888-8111

# まい・あみ・まつり 2018 実行委員会からのお知らせ

実行委員会事務局 ☎888-1111 (303)

## ■ ステージでの催し ■

### 8月4日(土)

**町公式マスコットキャラクターお披露目** 町民投票で選ばれた町の新マスコットキャラクターが初登場!

**まいあみフェス①** 昨年までのジュニアフェス・アマミューズフェスが、今年は装いも新たにマイアミフェスとして多彩なショーを繰り広げます! 阿見町大好き、個性あふれる子どもたちの演技や、町内の達人たちの芸を存分にお楽しみください。

**航空自衛隊中央音楽隊アンサンブルコンサート** 今年初めての取り組みで航空自衛隊および陸上自衛隊中央音楽隊の有志によるアンサンブルセッションです。今では入手困難な中央音楽隊のコンサートを特別に開催します。華麗で迫力ある音色をご堪能ください。

**常陸陣太鼓** 陸上自衛隊武器学校の有志が結成した『常陸陣太鼓』。迫力ある太鼓の音と鮮やかなバチさばきをお楽しみください!

**JA 協賛 地域振興ショー** JA初のアーティスト、ボーカル&ダンスユニット『nozomi ガール』の最終コンサート! このステージを見逃すともう見る事ができません!

### 8月5日(日)

**町公式マスコットキャラクターお披露目** 町の新しいマスコットキャラクターが2日目も登場します!

**まい・あみ・アンバサダーオーディション2018** 18歳以上の阿見町大好き人間が集まります。今年も3人をアンバサダー(大使)に選出します。

**まいあみフェス②** 今年は2日間に分けて実施します!  
**芸能ショー** あの有名なものまね四天王のひとり『コロッケさん』の登場です! 乞うご期待!!

## ■ ストリートでの催し ■

### 8月4日(土)

**わいわいパレード** 子どもたちとあみゴンによるかわいらしいパレード。今年もピース・さくらが登場します。飛び入り参加大歓迎! 呼びかけをしますので、ぜひお楽しみに。

**大人神輿巡行** はんてん姿の老若男女が町内自慢の神輿を担ぎ上げ、山車を引き、威勢のよい掛け声を響かせます。

### 8月5日(日)

**ロード演舞** 南中ソーランでロード演舞会場を盛り上げます。飛び入り参加もOK! みんなで踊って笑顔を「まい・あみ・まつり」に!

**よさこいソーラン** 町内各団体の踊り子たちが笑顔と力を会場に届けます。旗のダイナミックな演舞も楽しみにしてくださいね。

**ねばねば音頭** 今年も泉水いづみ&浅野勝盛による茨城県と納豆の応援・PRソングを『阿見バージョン』で! ね~ば、ね~ば、ねばほいさっさ♪

**盆踊り** 町内の団体・企業からなる踊り手が練習の成果を披露します。曲はおなじみの『阿見音頭』と『新阿見音頭』で笑顔と元気を届けます。

※各催しの時間や内容などの詳細は、後日配布されるプログラムにてご確認ください



## ■ ボランティア募集のお知らせ ■

- ▼日時: 8月3日(金)~6日(月) ※時間は応相談、一部でも可
- ▼内容: 会場の準備・進行の手伝い・片づけなど
- ▼申込方法: 7月13日(金)までに、電話または直接上記に申し込む

## ■ クリーン3か条にご協力を! ■

- まい・あみ・まつりクリーン3か条にご協力をお願いします。
1. ごみの持ち帰りに協力します
  2. ごみを指定の場所以外には捨てません
  3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

## ■ 熱中症にご注意を! ~熱中症は適切な対策をすれば予防できます~

熱中症の予防法

- ① **体調を整える!** 特に睡眠不足や風邪ぎみなど、体調の悪い時は炎天下での長時間の活動は控え、無理をしないで早めに休憩をしましょう。
- ② **こまめに水分・塩分補給する!** 夏場は汗と一緒に塩分も失われます。体温調整が十分でない、子ども・高齢者・障害者の人は、ご注意ください。
- ③ **服装に注意する!** 通気性の良い服を着て、外出時にはきちんと帽子をかぶりましょう。



# 予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

## 収蔵資料展『日々を綴れば 阿見町出身の予科練習生』開催

収蔵資料展を開催いたします。今回は、昨年開催いたしました収蔵資料展『日々を綴れば』でご紹介した、阿見町(当時:阿見村)出身の予科練習生木村孝正さんの日記の中から紹介できなかった部分を改めて展示します。

- ▼期 日:8月19日(日)まで ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
- ▼時 間:午前9時～午後5時(入館は4時30分まで) ▼場 所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料:常設展チケットでご覧いただけます

## なつやすみミニイベント『予科練こども会』開催(参加無料)

小学生や未就学児童を対象にしたイベントを開催します。参加無料ですので、お気軽に遊びに来てください。ついでに予科練平和記念館で勉強をしていただければと思います。

- ▼日 時:7月21日(土) 午前10時～午後3時
- ▼場 所:予科練平和記念館内ラウンジ・エントランス前
- ▼内 容:【バルーンアート・的当て・パチンコ】常時開催  
【腹話術・マジック】①午前11時～11時45分②午後2時～2時45分に開催(予定)
- ▼参加料:無料 ▼その他:事前申込不要。当日直接お越しください



▲おもちゃの病院の様子

### ●『おもちゃの病院』を同日開催します

壊れたおもちゃをご持参いただければ『おもちゃドクター』が直します。おもちゃの診察は原則無料ですが、部品代・材料代等の実費をいただく場合があります。修理できるおもちゃの種類など、詳しくは予科練平和記念館にお問い合わせください。

- ▼受付時間:午前10時～正午・午後1時～3時
- ▼場 所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼その他:事前申込不要。当日直接お越しください

## 入場券の半券提示で『あみプレミアム・アウトレット』のクーポンシートプレゼント

昨年度に引き続き、クーポンシートをプレゼントする企画を開催しています。予科練平和記念館の入場券半券を、『あみプレミアム・アウトレット内のインフォメーションセンター』にご提示いただくと、アウトレット内でご利用できる、お得な「クーポンシート」をプレゼントいたします。 ※半券1枚につきクーポンシート1枚を配布

- ▼期 間:平成31年3月31日(日)まで

〈広告欄〉

<p>※おまかせメンテナンス・工事等の施工期間短縮になります。</p> <p><b>太陽光発電システム</b></p>  <p>○屋根の電気代はおまかせ! ○補助金制度を上手に利用! ○余った電気を売電可能!</p>	<p><b>住まいのことなら 美都住建へ</b></p> <p>家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。</p> <p>土台と梁、布、柱を隠れた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造能力が得られます!!</p> <p>●新築住宅に関する事は <b>美都住建</b> 検索</p>	<p>もっと楽しく♪快適に! <b>リフォームしませんか?</b></p> <p>リフォームアドバイザーが親切・丁寧に対応させていただきます。</p> <p>Before: 屋根 外壁 水廻り 外構...etc</p> <p>After: <b>美都和</b> 検索</p>
<p>建築業知事免許(般-29)第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10 <b>(株)美都住建</b> TEL.029-842-7196 【飯坂和】阿見町中央1-5-32</p>		<p>茨城県知事免許(5)第5548号 <b>(有)美都和</b> 阿見町中央1-5-32 TEL.029-891-2200</p>

# まちの できごと

## 全国交通安全運動『街頭 キャンペーン』実施

4月6日、春の交通安全街頭キャンペーンが実施されました。当日は、牛久地区交通安全協会阿見支部・阿見交通安全母の会・牛久警察署・安全運転管理者協議会の皆さん約60人が参加し、通行人や運転手へ交通ルールの遵守・交通マナーの向上を呼び掛けました。町では今後も各団体と連携し、交通安全運動に取り組んでいきます。



## 『JAバンク食農教育 応援事業』補助教材寄贈

5月7日、JAバンクから『JAバンク食農教育応援事業』として、小学生向け補助教材が町に寄贈されました。補助教材は、JAバンクにより作成された食農教育教材『農業とわたしたちのくらし』です。町内の小学校に配付し、高学年の児童に農業への理解を深めてもらうよう活用させていただきます。ありがとうございました。



# インフォメーション

## お知らせ ラジコン(無人)ヘリコプター による水稲共同防除実施

町水稲共同防除協議会では、水稲の病害虫防除のため標記事業を行います。防除区域は、霞ヶ浦沿岸および清明川・桂川・乙戸川流域の水田です。風向きなどにより薬剤が多少飛散することがあります。防除区域付近の皆さんは、次の事項にご注意ください。

- ▼防除実施中は区域内に立ち入らない
- ▼飼い犬等ペットにも配慮する
- ▼誤って飛散薬剤が皮ふについた場合速やかに石けんで洗い流す
- ▼自動車等に薬剤がかかった場合できるだけ早く水洗いする
- ▼水田付近に住んでいる人は、洗濯物などに飛散薬剤がかからないようにする

- ▼日時 7月28日(土)午前4時30分～11時ごろ
  - ▼場所 ▼若栗北▼宿▼西方▼上・下本郷▼中根▼上長▼上・下小池▼福田▼上・中▼下吉原▼君島▼石川▼塙▼上条▼追原▼大形▼飯倉▼竹来▼掛馬▼上・下・南島津
  - ▼薬剤名 ビームエイトスター
- カルゾルを水で希釈(対象病)

## お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場 「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。

- ▼日時 7月10日(火)～12日(木)、17日(火)～19日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

- 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎84211211 (3420)

## 代外 第23回泳げる霞ヶ浦フェ スティバル開催

- ▼期日 7月16日(月)
- ▼場所 国民宿舎水郷霞浦の湯前他(土浦市大岩田)
- ▼内容 ▼ハイスクール会議▼ステージイベント▼水辺体験▼体験ブース▼飲食ブース
- 霞ヶ浦市民協会泳げる霞ヶ浦市民フェスティバル実行委員
- ☎82110552

〈広告欄〉

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～

＜オープンスクール＞ 7月28日(土) 7月29日(日)  
8:30AMより本校にて 8月4日(土) 8月24日(金)  
※8月24日は部活動体験室 8:30AM～

### 霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地  
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380  
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

輝く笑顔は充実の証

＜オープンスクール＞ 9:00AMより本校にて  
6月9日(土)・7月14日(土)・8月18日(土)  
※本校ホームページ・電話・FAXよりお申し込み下さい。

### 霞ヶ浦高等学校附属中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地  
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016  
URL. <http://www.kasumi.ed.jp/junior/>



インフォメーション

**お知らせ**  
新しい民生委員・児童委員を紹介します  
白鷺団地区の新しい民生委員・児童委員が、6月1日付けで委嘱されました。



鈴木 勝美  
☎888-0118  
白鷺団地

社会福祉課社会福祉係  
☎888-1111(162)

**代**「あみ大好き就活フェア2018」開催

▼期日 7月27日(金)  
▼時間 午後1時30分～4時(受付・1時から)  
▼場所 町総合保健福祉会館「さわやかセンター」2階

▼対象 ▼平成31年3月大学・短大・専門学校卒業予定者・既卒者、高校卒業予定者および保護者・学校関係者(企業説明のみ) ▼一般求職者

▼その他 ▼申込不要・参加料無料 ▼詳細は町ホームページ「いばらきで働こう! 阿見大好き就活フェア2018」でご確認いただけます  
▼商工観光課 ☎888-1111(172)

**募集**「県警察官採用試験」受験者募集

▼期日 9月16日(日)

▼受験資格 ▼男女警察官A・昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人もしくは平成31年3月31日までに卒業見込みの人、または人事委員会がこれと同等と認める人 ▼男女警察官B:昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの受験資格に該当しない人 ▼詳細は左記にお問い合わせください

▼募集期間 7月2日(月)～8月28日(火) ※インターネット受付締切は8月28日(火)午後5時まで

▼採用予定日 平成31年4月1日  
県警察本部警務部警務課 〒310-8550 水戸市笠原町978-6 ☎029-301-0110  
[http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/saiyo/ibaraki\\_pc\\_site/index.html](http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/saiyo/ibaraki_pc_site/index.html)

**代**「町シルバー人材センター入会説明会」開催

▼期日 7月3日(火)  
▼時間 午前10時から  
▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)

▼対象 当センターの趣旨に賛同する、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の

の人(入会承認制)  
■(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

**募集**裁判所職員一般職試験(高卒者区分)

▼受付期間 ▼郵送:7月10日(火)～13日(金) ※消印有効  
▼インターネット:7月10日(火)～19日(木)

▼試験期日 ▼1次:9月9日(日) ▼2次:10月中旬から下旬  
▼申込方法 受験案内は全国の裁判所で配布。詳細はホームページをご覧ください

水戸地方裁判所事務局総務課 人事第一係 ☎029-224-8421  
http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html

**募集**「小型車両系建設機械小型フォークリフト」作業資格取得研修

農業の生産現場では欠かせない機械の取扱いについて、使用頻度の高い小型車両系建設機械(ホイールローダー・パワーシヨベル)、小型フォークリフトの安全な捜査方法を習得します。また、保守点検に関わる知識を身につけるとともに、各資格を取得します。

▼期日 ①講習:7月23日(月)～25日(水) ▼資格試験:26日(木) 27日(金) ②講習:7月30日(月)～8月1日(水)

▼場所 牛久市リフレプラザ(牛久市ひたち野東)  
▼定員 40人(定員で締切)  
▼料金 無料  
▼申込方法 電話で左記に申し込む(予約制)

▼その他 お車でお越しの場合は駐車券をお渡しします。また、参加された人にプレゼントを用意しています

美浦木原郵便局 ☎885-5511

**募集**「年金相談会」開催

▼日時 7月21日(土) 午前10時～午後4時20分(1組40分程度)  
▼場所 牛久市リフレプラザ(牛久市ひたち野東)  
▼定員 40人(定員で締切)  
▼料金 無料  
▼申込方法 電話で左記に申し込む(予約制)  
▼その他 お車でお越しの場合は駐車券をお渡しします。また、参加された人にプレゼントを用意しています

〈広告欄〉

**居酒屋 娯衛門**  
各種宴会・予約承ります  
定休日/日・祝祭日  
阿見町岡崎1-12-7  
電話 887-1147  
FAX 887-0970

お気軽にご相談ください!!  
相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)  
\*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見  
阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号  
阿見中学校 コンビニ 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所  
(簡裁訴訟代理業務関係業務認定) 司法書士 堀一樹  
TEL 029-804-0382  
E-mail:ami-shihousyoshi@jeom.zaq.ne.jp  
(平日 午前9:00～午後6:00)  
上記以外の時間番や、土日祝日も対応致します。  
面談は、事前のご予約が必要です。

# インフォメーション

## お知らせ

**親子相談ルーム「くれよん」**  
 お子さんのことで「気になること」や「心配なこと」がありませんか？ 未就学のお子さんの発達についての不安や関わり方などについて、心理相談員・保健師が個別相談に応じます。

親子相談ルーム「くれよん」は予約制のため、事前に左記にお問い合わせください。

▼**場所** 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼**申込方法** 電話または直接左記に申し込む

▼**健康づくり課**(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

## 募集「今から考える若い支度」参加者募集

人生をより良く締めくくるために、自分の意思を残す「エンディングノート」が注目を集めています。人生を最後まで輝いて楽しく生きるために、一緒に学んでみませんか。

▼**期日** 7月25日(水)

▼**時間** 午前10時～正午

▼**場所** 中央公民館1階多目的室

▼**講師** 秋葉寿男氏(いばらきコープ葬祭担当)

▼**内容** エンディングノートをともに葬儀・お墓・相続等について学びます

▼**募集人数** 30人(定員で締切)

▼**参加料** 無料

▼**申込方法** 電話または直接左記に申し込む

▼**男女共同参画センター**  
 ☎896-3181

## 募集「中学生いきいき介護教室」参加者募集

町社会福祉協議会では、地域のボランティアによる支え合う地域社会づくりを推進するため、介護予防の担い手として町内在住の中学生を対象とした介護教室を実施します。

▼**期日** ①7月31日(火) ②8月2日(木) ③10日(金)

▼**場所** 総合保健福祉会館『さわやかセンター』および各実習施設

▼**内容** ①受付：午前8時45分から ②開講式：9時から

③ボランティア講座：9時30分～午後0時30分 ④認知症サポーター養成講座：1時15分～4時30分 ⑤県立

医療大学での講義・実習 ⑥集合(総合保健福祉会館)：午前8時40分 ⑦実習：9時～

11時30分 ⑧施設体験実習

▼**実習**：午後1時～3時 ⑨場

所：特別養護老人ホーム阿見こなん・介護老人保健施設ケアセンター阿見 ③**実習** ②

▼**集合**(総合保健福祉会館)：実習：9時～正午 ④**ふりか**

えりの講座：午後1時～3時

30分 ⑤閉講式(修了証書授与)：3時30分ごろから

▼**対象** 町内在住の中学生

▼**募集人数** 30人(申込多数の場合は抽選)

▼**参加料** 無料(昼食は各自持参)

▼**申込期間** 7月13日(金)まで

▼**申込方法** 所定の用紙で各学校または左記に申し込む

▼**町社会福祉協議会地域福祉係**(総合保健福祉会館内)  
 ☎887-0084

## 募集「平成30年度県さのこ料理コンクール作品募集」

県産キノコの消費拡大を図り、県民の皆さんの健康増進に寄与するため、県産キノコを使用した新しい料理を募集します。

▼**対象** 県内在住の16歳以上または高校生以上の未発表・オリジナルの単品料理

▼**県内産のきのこ**を使用する ②材料費が4人分で2000円未満 ③下ごしらえ含め調理時間が1時間以内

▼**入賞** 最優秀賞1人・優秀賞3人・審査特別賞6人 ※

所：特別養護老人ホーム阿見こなん・介護老人保健施設ケアセンター阿見 ③**実習** ②

▼**応募方法** 7月13日(金)(消印有効)までに、応募用紙(県林政課ホームページよりダウンロード可)に必要事項を記載して、郵送またはメールで左記に申し込む ※1人何点でも応募可、ただし複数名による合作は不可

▼**審査方法** ①一次審査：書類審査 ②二次審査：調理実演

〒310-8555 水戸市笠原町978-16 県林政課

☎029-1301-4026

rinsei4@prefibaraki.jp

▼**募集「落語で学ぶ相続・事業承継」参加者募集**

どこの家庭や事業所でも起こりうる相続・事業承継問題。その難しい話を、相続トラブルの解決実績を数多く持つ実務家が落語風に面白く解説します。

▼**期日** 7月11日(水)

▼**時間** 午後2時～3時30分

▼**場所** 町商工会2階会議室

▼**講師** ところ亭久茶氏(行政書士ささき法務オフィス代表)

▼**募集人数** 30人(定員で締切)

▼**参加料** 一般：2000円

▼**町商工会** 会員：無料

▼**申込方法** 電話で左記に申し込む

▼**町商工会** ☎887-10552

最優秀作品は全国大会に推薦予定

### 〈広告欄〉



**7月9日(月) 同時発売**

各1枚300円

発売期間 7月9日(月)～8月3日(金)

抽せん日 8月14日(火)

★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

宝くじに関するお問合せ  
 03-3535-9033[みずほ銀行]  
 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

**お知らせ**  
市街化調整区域における  
区域指定制度

町では、市街化調整区域内の既存集落の維持保全を図るため、区域指定制度を導入しました。

▼**制度の概要** 市街化調整区域内で建築物を建築しようとする場合、原則として都市計画法に基づく開発許可を受ける必要があります。

▼**必要があります。** 開発許可を受けるためには、立地基準および技術基準を満たす必要があります。

▼**ありますが、一定の基準を満たす集落のうち、県が指定した区域内であれば、立地基準について申請者の出身要件などを問わず誰でも住宅等一定の建築物の建築を目的とした開発許可を受けることが可能となる制度です。** ※指定区域内であっても、従来どおりの開発許可申請は必要です。また、農地転用許可など他の法令で許可を受ける必要がある場合にはその許可を受けなければなりません。

▼**指定区域** ▼上島津▼下島津▼君島▼上条▼追原▼福田の一部の区域

▼**その他** 指定区域図については▼町ホームページ▼都市計画課▼県土木部都市局建築指導課▼県南県民センター建築指導課で閲覧できます

▼**都市計画課** ☎888-1111(233)

**募集**  
県立産業技術短期大学  
オープンキャンパス参加者募集

▼**期日** ①7月28日(土)②8月4日(土)③24日(金)

▼**時間** ①午前9時30分～正午③午前9時30分～午後3時30分

▼**場所** 県立産業技術短期大学校(水戸市下大野町)

▼**内容** ▼学校見学▼体験授業▼**対象** ITに関心がある高校生・保護者

▼**申込方法** 各開催日の前日までに電話またはホームページで左記に申し込む

▼**県立産業技術短期大学校** ☎029-1269-15500  
<http://www.ibaraki-it.ac.jp>

**募集**  
「夏休み親子生活教室」  
参加者募集

▼**消費者教育啓発員による「お金」の使い方・大切さ**についての講話や、楽しい自由研究を行います。ぜひご参加ください。

▼**期日** ①28月1日(水)②2日(木)

▼**時間** ①午前10時30分～午後0時30分②午後1時30分～3時30分③午前10時～正午

▼**場所** 水戸合同庁舎2階研修室(水戸市栞町)

▼**内容** ①講演「LEDでオリジナルランプをつくろう」

②講演「スナック菓子について調べてみよう」

③講演「スナック菓子について調べてみよう」

▼**対象** ①2小学校3～6年生と保護者③小学校1～3年生と保護者

▼**募集人数** 20組40人(定員で締切)

▼**参加料** 無料

▼**持参品** 筆記用・水筒 ※①②のみハサミ

▼**申込方法** 7月3日(火)～13日(金)までに、直接左記に電話で申し込む

▼**県消費生活センター相談試験課** ☎029-1224-4722

**募集**  
「茨城県障害者雇用優良企業」  
認証マークコンテスト開催

▼**県では、平成30年4月からの障害者法定雇用率の引き上げに伴い、県内企業における障害者雇用の促進を図るため「茨城県障害者雇用優良企業」認証マークコンテストを開催します。**

▼**採用作品は、県が障害者雇用に積極的な県内企業に交付するなど、障害者雇用促進の啓発活動に活用させていただきます。**

▼**対象** 障害者が働きやすく、障害者雇用に積極的である企業・事業所等であることをイメージさせる認証マークのデザインおよび名称である

▼**入賞** 最採用作品応募者には賞金10万円を贈呈

▼**応募方法** 7月9日(月)(必着)までに、応募用紙(県労働政策課ホームページよりダウンロード可)に氏名・年齢・職業(学生は学校名・学科・学年等を記入)・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレス応募作品等を記載し、メールで左記に申し込む

▼**審査方法** 県障害者雇用認証制度検討委員会にて選考し、入賞者本人に通知

▼**県労働政策課** ☎029-301-3645 [rousei2@pref.ibaraki.jp](mailto:rousei2@pref.ibaraki.jp)

▼**県立盲学校地域巡回教育相談会の実施**

▼**視覚に障害のある人の見えにくさを補うための補助具(レンズや拡大読書器など)の展示相談会を開催します。**

▼**子どもや保護者だけではなく、関係機関からも参加することができま**す。入学には関わらない相談会ですので、お気軽にご参加ください。

▼**期日** 7月26日(木)

▼**時間** 午前11時～午後3時

▼**場所** 県南県民センター3階第1会議室(土浦市真鍋)

▼**参加料** 無料

▼**申込方法** 電話・メールのいずれかで左記に申し込む

▼**県立盲学校視覚障害教育支援センター** ☎029-1221-3388 [shien@ibaraki-sh.jp](mailto:shien@ibaraki-sh.jp)

**募集**  
県立盲学校地域巡回教育  
相談会の実施

▼**視覚に障害のある人の見えにくさを補うための補助具(レンズや拡大読書器など)の展示相談会を開催します。**

▼**子どもや保護者だけではなく、関係機関からも参加することができま**す。入学には関わらない相談会ですので、お気軽にご参加ください。

▼**期日** 7月26日(木)

▼**時間** 午前11時～午後3時

▼**場所** 県南県民センター3階第1会議室(土浦市真鍋)

▼**参加料** 無料

▼**申込方法** 電話・メールのいずれかで左記に申し込む

▼**県立盲学校視覚障害教育支援センター** ☎029-1221-3388 [shien@ibaraki-sh.jp](mailto:shien@ibaraki-sh.jp)

〈広告欄〉

**介護用品・福祉用具のレンタル、販売**  
**高齢者向け住宅改修工事請負**  
**株式会社 樹里 介護事業部**  
 〒300-0333 阿見町若栗1766-3  
 TEL:887-3421 FAX:887-3422  
 介護保険指定事業者番号 0873800502  
 当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの  
**サライ館** 阿見中央店  
 TEL:840-2438  
 「樹里」店内に併設  
**家具の店 樹里**  
 TEL:887-3421  
 一般家庭用家具からオーダー家具まで

## ●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

# 0120-131-813

## ●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で [t-ami@sg-m.jp](mailto:t-ami@sg-m.jp)宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲QRコード

## ●定例相談●

### 行政相談

日 時 7月5日(木) 午前10時～午後3時  
場 所 役場3階302会議室  
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

### 子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時  
場 所 中郷保育所内  
訪問相談 随時受付  
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

### 教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時  
場 所 図書館となり  
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

### 心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時  
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分  
※毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約  
場 所 総合保健福祉会館相談室  
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

### 高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分  
場 所 町社会福祉協議会内  
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

### 消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
場 所 役場1階町消費生活センター  
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

### 交通事故相談

日 時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分  
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時 ※要予約  
場 所 県土浦合同庁舎  
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分  
※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

## ●公共機関電話番号●

うずら出張所  
☎ 841-1167  
健康づくり課  
(総合保健福祉会館内)  
☎ 888-2940  
福祉センターまほろば  
☎ 887-3969  
地域子育て支援センター  
☎ 891-2772  
阿見消防署  
☎ 887-0119  
火災情報案内  
☎ 0297-64-0119  
上下水道課  
☎ 889-5151  
霞クリーンセンター  
☎ 889-0091  
中央公民館  
☎ 888-2526  
君原公民館  
☎ 889-1363  
かすみ公民館  
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター  
☎ 830-5100  
舟島ふれあいセンター  
☎ 840-2761  
図書館  
☎ 887-6331  
予科練平和記念館  
☎ 891-3344  
総合運動公園  
☎ 889-2788  
教育相談センターやすらぎ園  
☎ 888-1225  
町民活動センター  
☎ 888-2051  
町男女共同参画センター  
(AMIふらっとセンター)  
☎ 896-3181  
消費生活センター  
☎ 888-1871  
町民ダイヤル(休日当番医・  
定例相談等のテレホンサー  
ビス) ☎ 887-6600

## ●人口と世帯●

- 総人口 47,475人 (- 32) ▽6月1日現在
- 男性 23,546人 (- 21) ▽常住人口ベース
- 女性 23,929人 (- 11) ▽( )内は前月比
- 世帯数 19,476世帯 (+ 3) ▽情報広報課調べ

### 7月の納税等

固定資産税(2期)  
国民健康保険税(1期)  
後期高齢者医療保険料(1期)  
納期限 7月31日(火)

### 8月の納税等

町・県民税(2期)  
国民健康保険税(2期)  
後期高齢者医療保険料(2期)  
介護保険料(3期)  
納期限 8月31日(金)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

### 救急車出動状況 5月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	131件(653)
出場件数 200件(951)	交通事故	25件(83)
	一般負傷	28件(106)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	16件(109)
	合計	200件(951)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店